

離島指定基準の検討の論点等 について

国土交通省 国土政策局
離島振興課

平成24年12月

第8回離島振興対策分科会での発言

○第8回離島振興対策分科会(H24.10.31開催)における指定の点検に関する委員からの発言

・ 航路距離や便数とかすべての基準を満たしている離島の方が少数派である。今回の法改正の最大の目的は離島における定住の促進、無人島をこれ以上増やさないことであり、この法の精神にあった基準にするよう、大幅に見直しを行ってほしい。できるだけ早急に案を出していただき、早く改正法の対象に出来るようにしてほしい。

・ 内水面、琵琶湖の島についても、改正法にて「海等に囲まれ」とあるように湖、沼も同じ扱いが出来るように建て付けを変えた。

・ 立法者側の思いを受け止めて、部会にて早急に議論いただき、出来るだけ間口を広くしていただくようお願いしたい。

■ 離島振興対策実施地域指定による主な措置は、①公共事業における補助率の引き上げ及び予算の一括計上、②非公共事業による補助、③税制上の特別措置、④日本政策金融公庫による低利融資等があげられる。

項目	主な内容
公共事業の補助率引き上げ、一括計上	港湾、漁港、道路、空港、公立の小中学校、保育所、消防施設、水道施設、土地改良等における国の負担又は補助の割合の引き上げ、及び予算の一括計上
非公共事業による補助	離島流通効率化事業、離島漁業再生支援交付金等による自治体の離島振興施策への支援の実施
所得税・法人税の特別償却	製造業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備についての特別償却(取得価額2千万円超)
地方税の課税免除に伴う減収補填	製造業、旅館業等について、地方税法第6条の規定により地方公共団体が事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合、地方交付税により減収補填
金融措置	雇用創出効果が見込まれる設備を取得するために必要な設備資金及び長期運転資金に対する日本政策金融公庫による低利融資

(参考)離島指定が無い場合でも対象となる主な施策

■施策の目的・内容等に応じて、離島振興対策実施地域に限定しない離島全般に対する支援施策も行われている。

事業名	内容
地域公共交通確保維持改善事業 (離島航路)	「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島住民が日常生活を行う上で必要不可欠である離島航路の維持・確保等の支援を行う。
離島高校生修学支援事業	高校未設置の離島に住む高校生に対し、通学費や居住費などを対象に修学支援に要する経費の援助を行う都道府県及び市町村に対し、国がこれに要する経費の一部を補助する。
離島ガソリン流通コスト支援事業	離島の石油製品の小売価格は、本土と比較して平均20円程度高くなっているため、島民がガソリンを購入する際に、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援措置を講じる。

1. 現行指定基準の内容(項目立て・水準)についての社会・経済情勢の変化を踏まえた評価・検討。

- ①新規項目の追加について。
- ②人口・隔絶性(航路距離、寄港回数)といった既存項目の項目立て・水準について。
- ③常時交通が確保された離島の取り扱い。
- ④排他的経済水域や領海等の基点となる離島の取り扱い。

(留意点)

- ・改正離島振興法第1条(目的規定)に、新たに「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止」等が盛り込まれたことへの留意。
- ・財政難など国の離島関係予算を取り巻く環境が厳しい状況において、離島間の公平性や、規模から生じる投資効果等の合理的な離島振興施策推進への留意。
- ・群島など、結びつきが強く一体として振興すべき島々の取り扱いへの留意。

2. 既に指定されている離島で、(評価後の)基準に照らした場合に、該当しないこととなったものが生じた際の猶予期間などの取り扱い。

3. 内水面の離島(現在指定基準が示されていない)の取り扱い。